

2024年 6月 5日制定

内部統制に関する基本方針

公益財団法人日本国際交流センター

この基本方針は、公益財団法人日本国際交流センター（以下「この法人」という。）が行う業務を適正かつ効率的に遂行し、公社の定款の目的を達成するために公社内における内部統制に関する基本的な事項を定めるものである。

1. 理事および職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令や定款ならびに内部規程を遵守し、社会からの期待と要請に応えるため、「倫理規程」並びに理事と職員がとるべき行動の規範である「公益財団法人日本国際交流センター行動規範」を定め、理事は率先垂範するとともに、その周知徹底を図るものとする。

(2) 理事は年2回の定例理事会や必要に応じて開催する臨時理事会において「定款」及び「理事会運営規則」に定める重要事項を決定するほか、代表理事及び業務執行理事の業務執行を監督する。

(3) 「コンプライアンス規程」「利益相反規程」等各種規程の制定及び周知徹底を通じて、理事及び職員が法令等を遵守するための体制を整備する。

(4) 理事は法令や定款ならびに内部規定の違反に関する重大な事実を発見した場合、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告する。

(5) 内部通報制度を整備し、法令違反や内部規程の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(6) 反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、いかなる便宜も供与せず、一切の関係を遮断する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事会、評議員会、役員会の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等、理事の職務の執行に関する文書は、法令や「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づいて適切に保存及び管理を行う。

(2) 個人情報の保護については、「個人情報保護方針」に基づき、保有する個人情報を厳重に管理し、個人の権利利益を保護する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営上の重大なリスクや各部署にまたがるリスクについては、役員会等で審議を行い、特に重要なものについては理事会において報告又は意思決定する。

(2) 事業運営に係るリスクは、各部署にて分析や対応策の検討を行い、役員会、執行会議で審議し、把握されたリスクは、対応方針と対策を決定し、継続的に検証を実施する。

(3) 「リスク管理規程」を制定し、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とするとともに、危機発生時には規程に基づき適切に対応する。

(4) 大規模な災害、テロ等の対応について審議するとともに、危機管理マニュアルを定める等、安全や社会への貢献にも十分に配慮の上、適切な対応手順を明確化する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 理事会、評議員会は定時開催のほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来さぬ体制を確保する。

(2) 業務運営は、毎事業年度に、事業環境の変化に応じた事業計画、予算を策定し、目標達成に向けた効果的な業務執行を実現する。

(3) 理事長、執行理事による「常勤役員会」を原則毎週開催し、経営に係る課題や重要事項に関し、幅広い観点から審議するとともに、理事会において決定された事項や、外部からの重要事項などを報告することにより、事業を的確に推進する。

(4) 管理職以上による「執行会議」を原則月2回開催し、業務執行状況の把握を行う。

(5) 職務執行の効率化を推進するため、適切に権限を移譲する。また規程により職務権限を明確化する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、資産の保全および財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

6. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 職員は、倫理観をもって事業運営にあたり、コンプライアンス意識を高く持ち、信頼される職場づくりに努めなければならない。

(2) 職員は、常勤役員会、執行会議において決定された事項を遵守する。

(3) 全職員がコンプライアンスに係る諸規程の内容を把握し、実践できるよう、定期的な教育・研修を実施する。

(4) 公益通報保護法に対応した「公益通報者保護に関する規程」により、法令上疑義ある行為等について職員等がこの法人及び外部の監事に直接通報、相談できる体制とする。

(5) 内部監査機能を強化し、業務の有効性や効率性、財務情報の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全等に係る内部統制の有効性を担保できるよう点検する。また、重要な不備については理事会や監事に報告するとともに、各所管部署に対して是正措置を指示する。

7. 監事への報告体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事は、理事会等の重要会議への出席ならびに重要書類の閲覧等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行うとともに、理事の不正行為、法令や定款に対する違反等が認められる場合、理事会を招集する。

(2) 監事は、いつでも起案文書等を閲覧し、必要に応じて理事又は職員に説明を求めること、若しくは調査を要請することができる。監事の求めに応じて、その職務を支援すべき組織としてコーポレート部門がこれにあたる。

(3) 監事の支援を行う職員は、その職務に専念している間は、監事から直接指示を受けることにより独立性を確保する。

(4) 理事及び職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、またはこの法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監事に報告する。

(5) その他、理事及び職員は「監事監査規程」に定めのある事項を遵守する。

以 上